

令和7年度募集

＼お手続きはこちら／



刑務共済組合 ケガと病気の補償制度

団体総合生活補償保険（MS&AD型/標準型）・団体長期障害所得補償保険

募集期間

令和7年9月1日(月)～9月15日(月)まで

9つの補償でサポート

刑務共済組合員さまとご家族の補償をします。

ケガ

病気

がん重点

長期収入サポート

三大疾病

先進医療

CT・MRI検査＋セカンドオピニオン

親介護

賠償責任



団体割引

30%

損害率による割引

5%

※長期収入サポートは団体割引
30%のみ適用です。

NEW

CT・MRI検査
＋
セカンドオピニオン

新しい特約ができました！
詳しくはP1、P6を
ご確認ください！



たすけ



ささえ

保険期間

令和8年1月1日午後4時～令和9年1月1日午後4時

払込方法

令和8年1月給与から引去り（分割12回払）

刑務共済組合

＼病気の補償がさらに充実!!／

NEW

オプション **Xセット**

CT・MRI検査一時金＋セカンドオピニオン補償

新しい特約(サービス付)ができました!

	 平時	 健康診断 体調不良	 精密検査	 確定診断	 セカンドオピニオン	 治療 (入院・手術等)
補償	なし		Xセット CT・MRI 検査一時金	Zセット がん診断保険金 Qセット 三大疾病診断保険金	Xセット セカンドオピニオン 費用保険金	SWEセット 入院保険金 手術保険金 退院後通院保険金
サービス		Xセット 健康・医療相談	Xセット 検査機関・ 専門医紹介	Xセット 専門医紹介・予約手配等		

CT・MRI検査とは

骨折や腫瘍、血管の問題、脳や内臓の異常など、**通常のレントゲンでは見つけにくい病気の早期発見、適切な治療の開始に役立つ検査**であり、年間で数百～数千万件ほど実施されています。具体的には、以下のような疾病の発見に役立ちます。

1. 脳の異常：脳卒中や脳出血、脳腫瘍の診断、頭部のけがによる損傷の評価
2. がんの発見：肺がん、肝臓がん、腎臓がんなどの腫瘍の検出、がんの広がりや転移の評価
3. 心臓や血管の異常：心臓の冠動脈病変の検出、大動脈瘤や動脈硬化の診断
4. 腹部や骨盤の問題：腸閉塞、炎症性疾患(例:クローン病)の診断、腹部の腫瘍や内臓の異常の評価
5. 骨や関節の異常：骨折や関節の損傷の詳細な評価、関節炎や椎間板ヘルニアの診断



セカンドオピニオンとは

がんなどの重大な病気の治療法を決定する際に、**別の医師から意見を求めること**を指します。これにより、患者は**異なる視点や治療法の選択肢を得ることができる可能性**があります。特にがん治療では、治療法が多岐にわたるため、セカンドオピニオンを活用することで、**最新の医療情報に基づいた最適な治療法を選択する手助け**となります。セカンドオピニオンを受けるかどうかは、患者の状況や希望により異なりますが、安心感や治療への信頼性を高める一つの手段としての認識が広まっています。



メディカルナビゲーションサービス

無償サービス(Xセットに加入の方は自動セット)

【ドクターが薦める専門医】 情報提供サービス

病名やご希望地域をヒアリングし、ドクターたちにより推薦・選考された専門医を無償でご案内するサービス

【受診手配サービス】

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要と主治医が判断した場合で、主治医がその病気の専門医の伝手がない等の理由で紹介を受けられない場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配するサービス

【セカンドオピニオン手配サービス】

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門の治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医)へ面談でのセカンドオピニオンを手配するサービス

**SWEセットに加入している方なら
月額70円～510円※の保険料で補償追加できます!**

※保険料は年齢に応じて異なります。P6をご確認ください。

INDEX

今年度の改定内容	P1
INDEX	P2
加入要件	P3
お手続きルール	P4

基本セット

ケガと病気の補償 (SWEセット) P5

オプション

..... P6

※ケガと病気の補償 (SWEセット) にご加入の方のみ加入できます。

三大疾病診断補償 (Qセット)

先進医療費用補償 (Rセット)

NEW

CT・MRI検査一時金

+ セカンドオピニオン補償 (Xセット)

親介護一時金補償 (Yセット)

基本セット

がん重点補償 (Zセット) P7

基本セット

ケガの補償 (Eセット・Fセット) P8

オプション

※ケガと病気の補償 (SWEセット)、がん重点補償 (Zセット)、ケガの補償 (E・Fセット) いずれかにご加入の方のみ加入できます。

日常生活賠償補償 (KW1セット・K1セット) ... P9

基本セット

長期収入サポート補償 (Mセット・Wセット) ... P10

【別冊】重要事項等のご説明 (PDF)

- ・このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項 (「契約概要」) や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項 (「注意喚起情報」)、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードに掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照ください。
- ・PDFファイルはご加入者さまご自身の端末に保存または印刷をお願いします。
- ・PDFファイルを参照できる環境にない方や書面での提供を希望される方は必ず代理店・扱者までご連絡ください。



令和7年度要約書	
利用共済組合 ケガと病気の補償制度 [別冊]	
重要事項等のご説明	
(補償期間：令和7年1月1日午後4時～令和8年1月1日午後4時)	
■ 二大加入の補償制度	 P1
■ 補償金をお支払いする際の留意点	 P2
■ 補償金をお支払いする際の留意点 (お支払いの上限)	 P3
お支払いの上限額 (お支払いの上限額)	 P4
お支払いの上限額 (お支払いの上限額)	 P5
お支払いの上限額 (お支払いの上限額)	 P6
■ 補償金をお支払いする際の留意点 (お支払いの上限)	 P7
お支払いの上限額 (お支払いの上限額)	 P8
お支払いの上限額 (お支払いの上限額)	 P9
■ 補償金をお支払いする際の留意点 (お支払いの上限)	 P10
お支払いの上限額 (お支払いの上限額)	 P11
お支払いの上限額 (お支払いの上限額)	 P12
■ 補償金をお支払いする際の留意点 (お支払いの上限)	 P13
お支払いの上限額 (お支払いの上限額)	 P14
お支払いの上限額 (お支払いの上限額)	 P15



加入要件

加入者（申込人）となれる方

刑務共済組合の組合員本人

被保険者（本人）となれる方

e- 団体ネット手続きシステムの被保険者ご本人欄に名前を登録する方・加入申込票（紙）の被保険者ご本人欄に名前を記載する方

<ケガと病気の補償（オプション含む）、がん重点補償、ケガの補償（個人型）、日常生活賠償補償>

刑務共済組合の組合員本人、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族（6親等内の血族・3親等内の姻族）

※ケガの補償の家族型（Fセット）にご加入の場合は刑務共済組合の組合員、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹

※ケガと病気の補償、がん重点補償（SWEセット、Qセット、Rセット、Xセット、Yセット、Zセット）は令和8年1月1日時点で満1才以上満74才以下かつ、健康に関する告知の結果ご加入できると判断された方のみ



<長期収入サポート>

刑務共済組合の組合員本人のみ

※令和8年1月1日時点で満15才以上満61才以下かつ、健康に関する告知の結果ご加入できると判断された方のみ

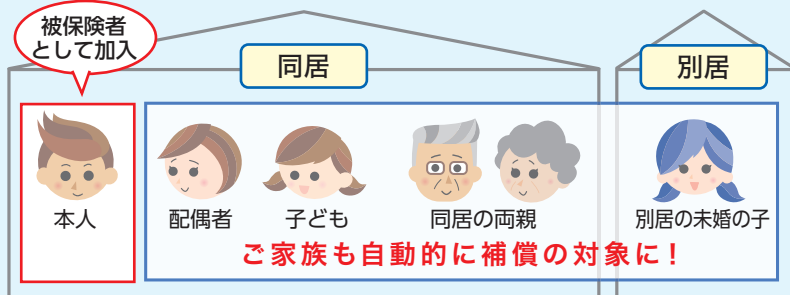


補償の対象となる方

補償内容	セット名	補償の対象となる範囲
●ケガと病気の補償	SWE	被保険者（本人）として名前を登録・記載した方のみ
●三大疾病診断補償	Q	
●先進医療費用補償	R	
●CT・MRI検査一時金 ＋セカンドオピニオン補償	X	
●がん重点補償	Z	
●ケガの補償（個人型）	E	
●長期収入サポート補償	M・W	被保険者（本人）として名前を登録・記載した方 ＋被保険者（本人）の配偶者、被保険者（本人）または配偶者と同居の親族、別居の未婚の子（※1）
●ケガの補償（家族型）	F	
●日常生活賠償補償	KW1 K1	
●親介護一時金補償	Y	特約被保険者欄に名前を登録・記載した方のみ（※2）

（※1） ●ケガの補償（家族型）、○日常生活賠償補償 補償の対象となる方の範囲

- ①被保険者本人 ②配偶者
③本人または配偶者の同居の親族 ④別居の未婚の子



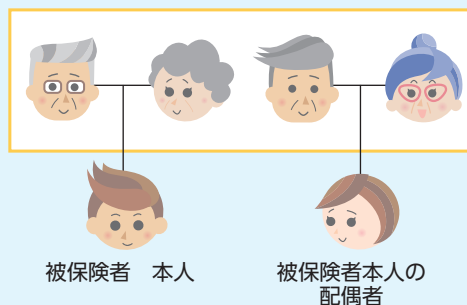
●青枠内の対象者

被保険者として名前を登録・記載しなくとも、補償の対象となります。同居・別居、続柄は支払事由発生時点で判断します。

（※）日常生活賠償補償の上記補償の対象となる方が責任無能力者である場合の取扱いについては別冊P8・P13をご確認ください。

（注）配偶者や未婚の子は同居・別居に関わらず、被保険者本人が加入することで自動的に補償の対象になります。重複加入しないようお気を付けてください。

（※2） ●親介護一時金補償 特約被保険者となる方の範囲



基本セット（SWEセット）の被保険者の親（姻族を含む）の中から最大2名まで特約被保険者として設定できます。

お手続きルール

新規加入・内容変更・脱退

	補償内容	セット名 (限度口数)	募集期間中のお手続き	募集期間外のお手続き
手続方法			★1. e-団体ネット手続きシステム (スマートフォン・PC)	★2. 加入申込票(紙)
基本セット	●ケガと病気の補償	SWE (3口)	○	×
	●がん重点補償	Z (1口)	○	×
	●ケガの補償(個人型)	E (5口)*	○	○
	●ケガの補償(家族型)	F (5口)*	○	○
	●長期収入サポート補償	M・W (5口)	○	×
オプション	●三大疾病診断補償 ●先進医療費用補償 ●CT・MRI検査一時金 +セカンドオピニオン補償 ●親介護一時金補償	Q (3口) R (1口) X (1口) Y (1口)	○	×
	●日常生活賠償補償	KW1 K1 (1口)	○	○

※ 15才未満の場合、Eセット・Fセットは3口限度

★1. 募集期間中…e-団体ネット手続きシステム(スマートフォン・PC)

・お手続方法の詳細は「e-団体ネット手続きガイド」をご確認ください。

※ ネット手続きが難しい場合、加入申込票(紙)のお手続きをご案内いたしますので、所属施設の共済担当者へお申し出ください。

※ 契約条件によってはネット手続対象外の場合がございます。対象外の場合は個別に加入申込票(紙)のお手続きをご案内します。

★2. 募集期間外…加入申込票(紙)

・所属施設の共済担当者へお申し出いただき、加入申込票(紙)をご提出ください。

▲ 疾病に関する補償は、募集期間中のみ新規加入・内容変更・脱退が可能です。(SWE・Z・Q・R・X・Y・M・W)

〈締切日〉

・毎月15日までに代理店の矯正サービスに到着した分が翌々月の1日から補償が開始します。
(注) 15日を過ぎて到着した場合は、1か月遅れての補償開始となります。

〈提出先〉

・所属施設の共済担当者

◎マル特制度のご案内

・組合員資格取得後1年未満の方または矯正研修所(同支所を含む)に入所中の方については、加入申込日翌日から補償開始が可能となる加入方法です。加入申込票(紙)でのお手続きとなりますので、所属施設の共済担当者へお申し出ください。

*ケガの補償(E・F)、日常生活賠償補償(K1)のみ対象



ささえん

継続加入(前年と同条件)

・自動継続のためお手続きは不要です。

(注) 前年からお加入の方は内容変更や脱退のお申し出がない場合、前年のご加入内容に応じたセット・口数で自動継続の取り扱いをします。
(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合はご継続時のご年令による保険料となります。)

退職者制度への移行について

・ご退職後も74才までご継続が可能です。

・ご継続条件は下記いずれも満たす場合です。

①ご退職時の年令が満50才以上74才以下

②組合員の資格を喪失する前日において、現職制度に3か月以上継続加入している方

(注) 3月末以外の時期にご退職し、ご継続される方については現職と同じセット・口数でのご加入となります。(セットの追加削除・口数変更は募集期間中のみ可能です。)

保険金額の上限について

以下の保険金額を超えないようにご加入ください。(被保険者1名あたり)

○通院保険金日額(傷害・疾病) 1万円

○入院保険金日額(傷害) 3万円(15才未満は1万5千円)

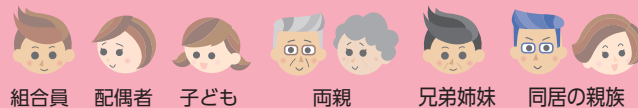
○入院保険金日額(疾病) 2万円

ケガと病気の補償 (SWEセット) 【3口限度】

セットできるオプション

- Q** 三大疾病診断補償 **R** 先進医療費用補償
X CT・MRI検査一時金 + セカンドオピニオン補償
Y 親介護一時金補償 **KW1** 日常生活賠償補償

SWEセットに加入できる方



こんなときお支払いします /



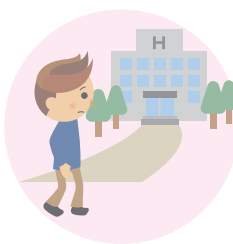
武道訓練中に
骨折をし手術



車にひかれて
入院



地震で
捻挫をして通院



盲腸で入院し
退院後も数日通院



脳梗塞で倒れて
緊急手術

(日常生活でのケガも対象)

★天災によるケガ(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ)もお支払いします。

補償内容	保険金額 (1口あたり)	月払保険料 (被保険者年令別)	
死亡・後遺障害 (ケガ)*	400 万円	1～4才	1,240円
入院日額 (病気・ケガ)	4,000 円	5～9才	1,150円
通院日額 (病気による退院後の通院)	1,800 円	10～14才	1,000円
通院日額 (ケガ)	1,000 円	15～19才	1,020円
手術 (病気)	<入院中の手術> 入院日額(病気)の 20 倍 <入院中以外の手術> 入院日額(病気)の 5 倍	20～24才	1,120円
手術 (ケガ)	<入院中の手術> 入院日額(ケガ)の 10 倍 <入院中以外の手術> 入院日額(ケガ)の 5 倍	25～29才	1,250円
放射線治療 (病気)	入院日額(病気)の 10 倍	30～34才	1,390円
		35～39才	1,420円
		40～44才	1,430円
		45～49才	1,590円
		50～54才	1,850円
		55～59才	2,260円
		60～64才	2,920円
		65～69才	4,050円
		70～74才	5,600円

※傷害後遺障害保険金については、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

★年令別保険料は令和8年1月1日時点の満年令でご確認ください。

★補償を追加または増口する場合は告知が必要です。「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票(紙)裏面」の告知の質問に沿ってご回答ください。

オプション

Q/R/X/Yセットに
加入できる方

SWE ケガと病気の補償

に加入している被保険者

オプション 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 【3口限度】

三大疾病診断補償 (Qセット)



＼こんなときお支払いします／

- がん** : 診断された場合
 - 急性心筋梗塞** : 治療目的で入院を開始した場合
 - 脳卒中** : 治療目的で入院を開始した場合
- ※お支払い要件の詳細は別冊P6をご覧ください。

補償内容	保険金額(1口あたり)
三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)と診断され特約所定のお支払要件を充足したときの一時金	80万円

月払保険料(被保険者年令別)			
1～4才	40円	40～44才	580円
5～9才	40円	45～49才	870円
10～14才	40円	50～54才	1,060円
15～19才	40円	55～59才	1,690円
20～24才	50円	60～64才	3,250円
25～29才	140円	65～69才	4,340円
30～34才	250円	70～74才	5,540円
35～39才	380円		

★がん重点補償(Zセット)に別途ご加入される場合、本セットにはご加入いただけません。

NEW

オプション 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 【1口限度】

CT・MRI検査一時金 (Xセット) + セカンドオピニオン補償

■ CT・MRI検査とは

通常のレントゲンでは見つけにくい病気の早期発見、適切な治療の開始に役立つ検査。年間数百～数千件ほど実施。(脳や心臓の異常、がんの発見等)

■ セカンドオピニオンとは

病気の治療法を決定する際に、別の医師から意見を求めること。これにより、最適な医療情報に基づいた最適な治療法を選択する手助けとなる。

補償内容	保険金額(1口あたり)
日本国内においてCTまたはMRI検査を受検した場合の一時金(定額払) ^{※1}	3万円
日本国内においてセカンドオピニオンを受診した場合に要する費用(実費払) ^{※2}	5万円

※1 健康診断や検診等の自由診療のために受けた検査は補償対象外です。

※2 担当医から意見書等が作成され、異なる医師に相談を行うものが補償対象であり、単に被保険者のみの判断で異なる医師に相談を行う場合は補償対象外です。

月払保険料(被保険者年令別)			
1～4才	80円	40～44才	140円
5～9才	70円	45～49才	160円
10～14才	90円	50～54才	170円
15～19才	100円	55～59才	220円
20～24才	90円	60～64才	290円
25～29才	100円	65～69才	400円
30～34才	120円	70～74才	510円
35～39才	120円		

★年令別保険料は令和8年1月1日時点の満年令でご確認ください。(親介護の場合は親御様の年令となります。)

★補償を追加または増口する場合は告知が必要です。「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票(紙)裏面」の告知の質問に沿ってご回答ください。

オプション 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 【1口限度】

先進医療費用補償 (Rセット)

■ 先進医療とは

治療を受けた日現在に、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、厚生労働大臣が定めるものをいいます。(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りします。)
対象となる治療、実施医療機関については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

補償内容	保険金額(1口)
ケガや病気で日本国内において先進医療の治療を受けた費用(交通費・宿泊費(1泊につき1万円限度)を含む)を補償	1,000万円

月払保険料
50円



オプション 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 【1口限度】

親介護一時金補償 (Yセット)

■ 親介護一時金とは

介護用品や住リフォーム費用等、介護のため一時的に必要な費用に充当する目的の特約です。



補償内容	保険金額(1口)
親御様の要介護3以上の状態が30日を超えて継続した場合の一時金	100万円

月払保険料(被保険者年令別)			
40～44才	10円	65～69才	290円
45～49才	10円	70～74才	640円
50～54才	30円	75～79才	1,400円
55～59才	60円	80～84才	3,580円
60～64才	130円		



親介護一時金補償加入時のご注意点

- ・保険料は親御様1人あたりの保険料です。
- ・SWEセットにご加入の被保険者1人につき、親御様2名まで加入可能です。
- ・親御様に健康状況を告知いただき、SWEセットにご加入の被保険者ご本人に代理で署名または入力をしていただきます。
- ・補償の対象となれる親御様は、SWEセットにご加入の被保険者の血族または姻族の親御様に限ります。

基本セット

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

セットできるオプション

KW1 日常生活賠償補償

がん重点補償 (Zセット)

【1口限度】

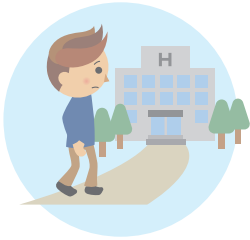
Zセットに加入できる方



こんなときお支払いします／



がんと
診断された



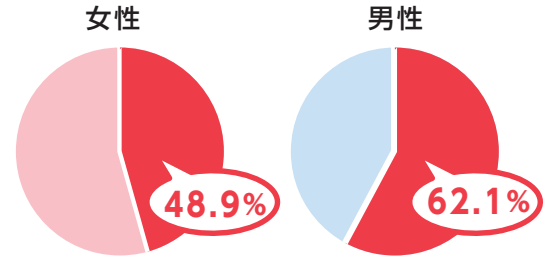
がんで入院後
経過観察で通院



がんに罹患し、
放射線治療を受けた

がん発症率

罹患率は年齢によって異なります。



※国立がん研究センターがん情報サービス HP
「最新がん統計」より(2020年データに基づく)

がんと診断され治療を開始したら何にお金がかかる？



差額ベッド代※



食事代



治療中のケア



家族の交通費



セカンドオピニオン



自由診療 など

**長期治療・保険外診療で自己負担が高額になるケースも。
がん診断保険金300万円でサポート!**

※希望して個室等に入院された場合に、基本的に4人部屋等に入室されたときにかかる費用との差額を指します。

補償内容	保険金額 (1口)
がん診断保険金	300 万円
がんによる入院日額	5,000 円
がんによる退院後の通院日額	3,000 円
がんによる手術	<入院中の手術> がんによる入院日額の 20 倍 <入院中以外の手術> がんによる入院日額の 5 倍
がんによる放射線治療	がんによる入院日額の 10 倍

月払保険料 (被保険者年齢別)	
1～4才	140円
5～9才	120円
10～14才	100円
15～19才	100円
20～24才	120円
25～29才	350円
30～34才	660円
35～39才	1,030円
40～44才	1,610円
45～49才	2,430円
50～54才	3,080円
55～59才	4,920円
60～64才	9,430円
65～69才	12,790円
70～74才	16,660円

★年齢別保険料は令和8年1月1日時点の満年齢でご確認ください。

★補償を追加する場合は告知が必要です。「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票(紙)裏面」の告知の質問に沿ってご回答ください。

★がん重点補償(Zセット)はがんのみ補償特約をセットしておりますので、がんの治療を目的とした場合に限り保険金をお支払いいたします。

★がん重点補償(Zセット)にご加入の場合は、オプションの三大疾病診断補償(Qセット)にご加入いただけません。

基本セット

団体総合生活補償保険(標準型)

セットできるオプション

K1 日常生活賠償補償

ケガの補償 (Eセット・Fセット)

【5口限度】(15才未満は3口限度)

Eセット／Fセットに加入できる方

E
ケガの補償
(個人型)

組合員 配偶者 子ども 両親 兄弟姉妹 同居の親族

F
ケガの補償
(家族型)

組合員 配偶者 子ども 両親 兄弟姉妹

こんなときお支払いします／



武道訓練中に
骨折をし手術

(日常生活でのケガも対象)



車にひかれて
入院



料理中に
やけどをして通院



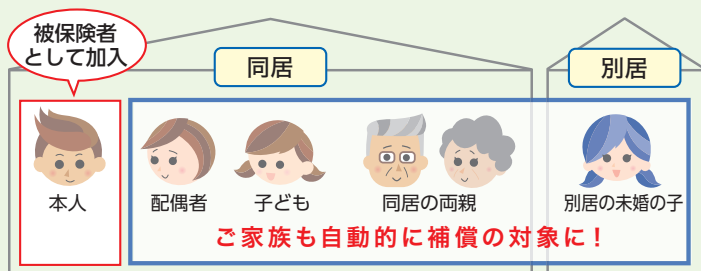
地震で
捻挫をして通院

★天災によるケガ(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ)もお支払いします。

	個人型 (Eセット)	家族型 (Fセット)
月払保険料	890円	2,500円
補償内容	保険金額 (1口あたり)	
死亡・後遺障害(ケガ)	410 万円	235 万円
入院日額(ケガ)	4,000円	4,500円
通院日額(ケガ)	1,200円	1,000円
手術(ケガ)	<入院中の手術>入院日額(ケガ)の10倍 <入院中以外の手術>入院日額(ケガ)の5倍	

※傷害後遺障害保険金については、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

家族型(Fセット)で自動的に被保険者になる方



●青枠内の対象者

被保険者として名前を登録・記載しなくとも、補償の対象となります。

同居・別居、続柄は支払事由発生時点で判断します。

(※)日常生活賠償補償の上記補償の対象となる方が責任無能力者である場合の取扱いについては別冊P8・P13をご確認ください。

(注)配偶者や未婚の子は同居・別居に関わらず、被保険者本人が加入することで自動的に補償の対象になります。重複加入しないようお気をつけください。

日常生活賠償補償

(KW1セット/K1セット)

【1口限度】

KW1セットに加入できる方

SWE ケガと病気の補償 または

Z がん重点補償 に加入している被保険者

K1セットに加入できる方

E ケガの補償(個人型) または

F ケガの補償(家族型) に加入している被保険者



KW1 日常生活賠償補償

K1 日常生活賠償補償

セット名にご注意ください!
基本セットに合わせてセット名が異なります。
※セット名が異なる場合でも補償内容は同じです。



＼こんなときお支払いします／



自転車で通行人に
ケガをさせてしまった



水漏れを起こして
他人の家財に損害を与えた



お店の商品を
壊してしまった



電車の運行を
とめてしまった(国内のみ)



人から借りたもの、貸与されたもの(受託物)については補償の対象外となります。
 (例) 学校から貸与されたタブレットを壊した。 他人から借りたカメラを壊した。

補償内容	保険金額 (1口)
他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことなどにより法律上賠償責任を負うときの損害を補償	3 億円

月払保険料
110 円

■日常生活の賠償事故を補償(国内・国外)
 ただし、電車運行不能の損害賠償責任は国内のみ補償

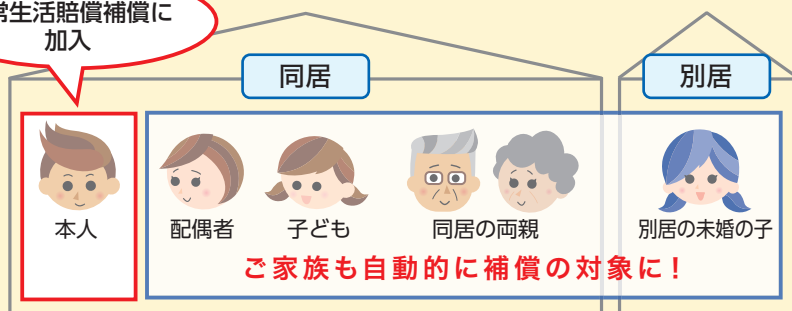


ご家族の補償の範囲にご注意ください! 補償が重複していませんか?

被保険者本人1名が加入することで、

①被保険者本人、②配偶者、③本人または配偶者の同居の親族、④別居の未婚の子 まで対象

日常生活賠償補償に
加入



ご家族も自動的に補償の対象に!

(注1) 本制度以外にも自動車保険や火災保険等で同様の補償があり、補償が重複する場合、補償対象の事故による損害はいずれから補償されますが、損害の額によってはいずれか一方のみお支払いとなり、保険料が無駄になるケースがありますので、ご確認の上、ご加入ください。

(注2) 配偶者や未婚の子は同居・別居に関わらず、被保険者本人が加入することで自動的に補償の対象となります。重複加入しないようご注意ください。

●**青枠内の対象者** 被保険者として名前を登録・記載しなくとも、補償の対象となります。
 同居・別居、続柄は支払事由発生時点で判断します。

長期収入サポート補償 (Mセット(男性)・Wセット(女性))

【5口限度】



組合員のみ



もしケガや病気で働けなくなったら…

長期の傷病はご自身やご家族の大きな負担に

ローンの返済
等の負担治療費や
介護費用の負担ご家族の
生活費や
養育費の負担

長期収入サポート補償なら！

働けなくなったときの収入を
サポートする保険です！

- ◎ 最長 **62才**までのロング補償
- ◎ 入院だけでなく**自宅療養中も補償**
- ◎ **復職後も**要件を満たす場合は引き続き補償
- ◎ **退職後も**要件を満たす場合は保険金をお支払い



1口あたりの保険金額 (支払基礎所得額)	免責期間	補償期間 (てん補期間)
5万円 (支払例は下記参照)	455日	62才に達する誕生日前日の属する事業年度の 末日まで (ただし、てん補期間が3年に満たない場合は最長3年)

月払保険料 (被保険者年齢別)		
被保険者年齢	M (男性)	W ^(注) (女性)
15～24才	269円	186円
25～29才	279円	246円
30～34才	300円	321円
35～39才	365円	466円
40～44才	535円	720円
45～49才	752円	987円
50～54才	972円	1,176円
55～59才	796円	844円
60～61才	1,390円	1,304円

支払例

(例) 悪性腫瘍で入院し、体力低下で退院後も自宅療養し、免責期間
455日終了後、3年間働くことができなかった。(45才・男性)

- 長期収入サポート 3口加入。(月払保険料: 752円×3口= 2,256円)
- 保険金額 (支払基礎所得額): 15万円 (5万×3口)

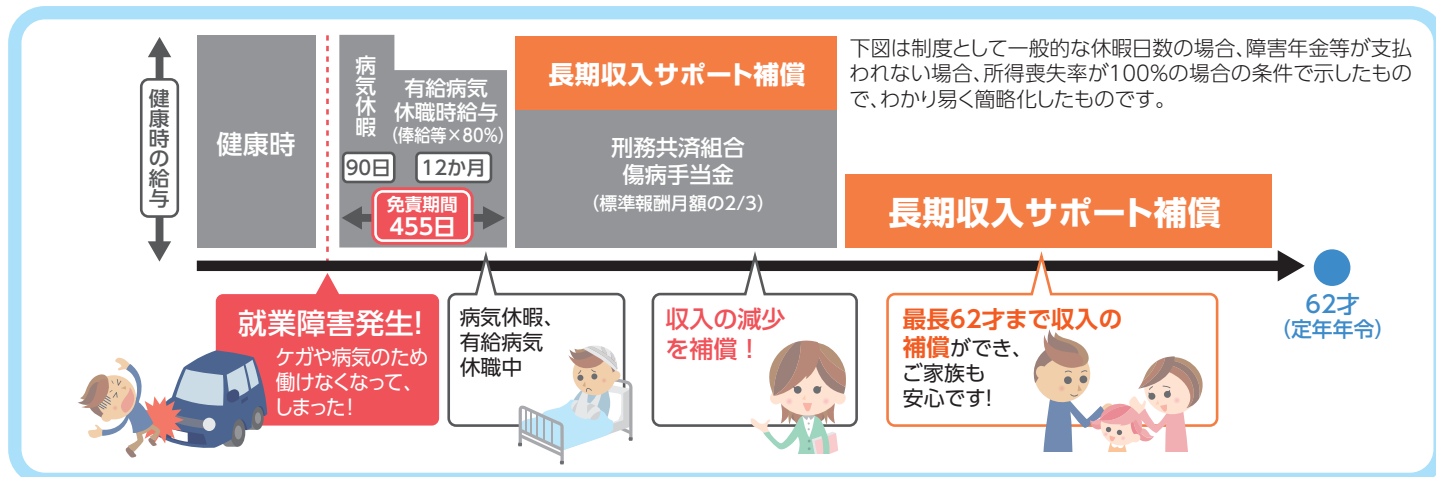
- ・ 免責期間開始直前の各月の所得の額 (A): 40万
- ・ 免責期間終了日の翌日から各月における回復所得額^(*) (B): 0円

(*)「回復所得額」被保険者が免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得額

保険金額 × 口数 × (1 - B/A) × てん補期間で働けなかった月数 = 支払い額

$$5万円 \times 3口 \times \left(1 - \frac{0円}{40万円}\right) \times 36か月 = \underline{540万円}$$

(注) Wセット(女性)「妊娠に伴う身体障害補償特約」セット



★年令別保険料は令和8年1月1日時点の満年令でご確認ください。

★補償を追加または増口する場合は告知が必要です。「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票(紙)裏面」の告知の質問に沿ってご回答ください。

★原則、平均月間所得額(年収×1/12)の50%の範囲内で加入口数をお決めください。

★天災(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波)により被った身体障害による就業障害の場合も補償されます。(天災危険補償特約セット)

★精神障害における休職の場合は対象外となります。

保険金ご請求方法について

刑務共済組合の現職の方は保険金のご請求方法が3通りございます。

下記よりお選びいただき、速やかに事故報告をしてください。

事故報告完了後、三井住友海上の支払担当者より必要書類等のご案内をさせていただきます。

請求方法1 インターネット事故受付サービスから報告

- スマートフォンで右記の二次元コードを読み取り、三井住友海上ホームページへアクセス。

<https://www.ms-ins.com/contractor/contact/>

WEB上に必要事項を入力し、事故受付完了！
ケガの場合はご請求まで完結するケースも！



※ご利用できない事故がございますのでご注意ください。

請求方法2 お電話で報告

三井住友海上事故受付センター（24時間365日受付）

0120-258-189



お電話で事故報告後、三井住友海上のお支払担当者からご請求に関する書類をご案内をさせていただきます。

請求方法3 所属施設の共済担当者へ報告

- 所属施設の共済担当者へご請求について報告いただき、共済担当者から三井住友海上へ事故受付票でご報告いただきます。



～～三井住友海上へご報告済みの事故についてお問い合わせ先～～

三井住友海上からお送りしている請求書類に記載の担当者宛てにご連絡をお願いします。

※ケガ・病気・介護のご請求について担当者が不明の場合

三井住友海上火災保険株式会社 傷害疾病第五保険金お支払センター

TEL：03-3259-3385（9：00～17：00 土日・祝日を除く）

（注）ご連絡がつきにくいお客さまにはSMSの利用および所属施設へご連絡させていただく場合がございます。



※以下のお問い合わせ先ではお支払いの判断が出来かねますのでまずは上記のとおりご報告いただきますようお願いいたします。

「ご契約者さま専用ページ」のご利用方法・操作に関するお問い合わせ >>> インターネットデスク TEL：0120-168-321（無料）

契約に関するお問い合わせ先

代理店・扱者

有限会社 矯正サービス

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・56階

TEL **0800-805-1188**（無料） FAX 03-3982-5861

幹事引受
保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部 営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 0570-000-639
FAX 03-3259-7581

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

（注）引受割合等の詳細は別冊P23をご確認ください。